

第 36 号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 26 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年 4 月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第 3 号及び第 4 号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第 3 号及び第 4 号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>

(1)、(2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定す

(1)、(2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定す

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が規則で定める額を超えない者

(4)、(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度（療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「規則で定める額」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円を超えない者

(4)、(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度（療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する

<p>規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者</p> <p>イ [略]</p>	<p>給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者</p> <p>イ [略]</p>
---	---

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（助成の範囲）	（助成の範囲）
<p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を</p>

行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、

行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、

同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が規則で定める額以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

国民年金額の引き上げ等に伴い、条例を改正する必要があるため。